二十五 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

一十五 云仙史王寺による					
改	正	後	改	正	前
(前連結事業年度以前の連結	事業年度から繰り越され	れた個別欠損金額の合計額)	(前連結事業年度以前の連	結事業年度から繰り越され	れた個別欠損金額の合計額)
11-2-2 令第 116 条の	3第1号((会社更生等の	場合の欠損金額の範囲》 <u>、令</u>	11-2-2 令第 116 条	ひ3第1号((会社更生等の	場合の欠損金額の範囲》 <u>及び</u>
第117条の2第1号(民事	再生等の場合の欠損金額	[の範囲] 及び第118条(解散	<u>令第118条第1号《民事</u>	再生等の場合の欠損金額の)範囲》
の場合の欠損金額の範囲》	-				
(残余財産がないと見込まれ	しるかどうかの判定の時期	期)_	(新 設)		
11-2-7 法第59条第35	項(解散した場合の期限	刃れ欠損金額の損金算入》に			
規定する「残余財産がない	vと見込まれる」かどう7	かの判定は、連結法人の清算			
中に終了する各連結事業年	E度終了の時の現況による	<u>5</u>			
(残余財産がないと見込まれ	<u> しることの意義)</u>		(新 設)		
11-2-8 解散した連結法	会人が当該連結事業年度	終了の時において債務超過の			
状態にあるときは、法第59	9条第3項(解散した場合	合の期限切れ欠損金額の損金			
算入》に規定する「残余財	産がないと見込まれる。	とき」に該当するのであるか			
ら留意する。					
(残余財産がないと見込まれ	しることを説明する書類)	_	(新 設)		
11-2-9 規則第26条の6	6 第 3 号 ((会社更生等に。	より債務の免除を受けた金額			
等の明細等に関する書類》	に定める「残余財産が	ないと見込まれることを説明			
する書類」には、例えば、	連結法人の清算中に終	了する各連結事業年度終了の			
時の実態貸借対照表(当該	返連結法人の有する資産	及び負債の価額により作成さ			
れる貸借対照表をいう。以	↓下 11−2−9において	同じ。)が該当する。			
<u>徴</u> 連結法人が実態貸借対	照表を作成する場合に	おける資産の価額は、当該連			
結事業年度終了の時にお	sける処分価格によるの [、]	であるが、当該連結法人の解			

改	正	後	改	正	前
散が事業譲渡等を前提と	したもので当該連結法。	しの資産が継続して他の法人			
の事業の用に供される見	込みであるときには、	当該資産が使用収益されるも			
のとして当該連結事業年	度終了の時において譲	度される場合に通常付される			
価額による。					

二十六 組織再編成に係る連結所得の金額の計算の通則

改	正	後	改	正	前		
(被合併法人等から引継ぎ等	等を受けた帳簿価額の修正	Ξ)	(被合併法人等から引継ぎ	等を受けた帳簿価額の修	逐正)		
12-1-1			12-1-1				
<u>適</u> 格現物	<u>匆分配</u> <u>現</u> 物	7分配法人	·····································	後設立	「後設立法人····································		
(注) 1			選 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
2			2				
		(廃止)	(資産等の引継ぎに関する	書類の提出)			
			12-1-2 連結法人が、当該連結法人を分割法人とする適格分割型分割(連結				
			親法人事業年度開始の日に行うものに限る。)を行った場合において、当該連				
			結法人(当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結子法人の連結親				
			法人) が法第81条の24 (連結確定申告書の提出期限の延長の特例) に規定する				
			連結確定申告書の提出期	限の延長の特例の適用を	·受けているときであっても、		
			令第 155 条の6 (個別益	金額又は個別損金額の計	算における届出等の規定の準		
			用》の規定により読み替	替えて準用される次に掲	げる規定の適用を受けるとき		
			は、これらの規定に規定	する書類の提出は、当該	返適格分割型分割の日以後2月		
			以内に行わなければなら	ないことに留意する。			

I
123

改	正	後	改正前
			 (1) 法第32条第5項(移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る 届出) (2) 法第43条第9項(国庫補助金等に係る特別勘定の引継ぎに係る届出) (3) 法第48条第9項(保険差益等に係る特別勘定の引継ぎに係る届出) (4) 令第133条の2第8項(一括償却資産の引継ぎに係る届出) (5) 令第139条の4第13項(繰延消費税額等の引継ぎに係る届出)

二十七 特定資産に係る譲渡等損失額

改	正	後	改	正	前
			(名義株がある場合の特定)	資本関係の判定)_	
12-2-1 <u>削 除</u>			12-2-1 被合併法人等	(被合併法人、分割法人)	又は現物出資法人をいう。)と
			合併法人等(合併法人、	分割承継法人又は被現物	出資法人をいう。以下この章
			において同じ。) との間に	二法第 62 条の 7 第 1 項((同条第3項において読み替え
			て準用される場合を含む。	。以下この章において同	じ。) ((特定資産に係る譲渡等
			損失額の損金不算入》に	規定する特定資本関係((以下この章において「特定資
			本関係」という。) がある	るかどうかを判定する場	合において、一方の法人が他
			方の法人の株式(出資を	含む。)を保有する関係	かどうかは、株主名簿、社員
			<u>名簿又は定款に記載又は</u>	記録されている株主等に	より判定するのであるが、そ
			の株主等が単なる名義人	であって、当該株主等以	外の者が実際の権利者である
			場合にはその実際の権利	者が保有するものとして	判定する。

改	正	後	改	正	前
(共同で事業を営むための通	適格組織再編成等 の判定)		(共同で事業を営むための)適格合併等の判定)	
12-2-2 法第62条の7	第1項 <u>(同条第3項におい</u>	て読み替えて準用される場	12-2-2 法第62条の	7第1項······ <u>適</u>	格合併等
合を含む。以下 12-2-	3において同じ。)	適格組織再編成等			
(圧縮記帳を適用している)	登産に係る帳簿価額又は取	得価額)	(圧縮記帳を適用している	る資産に係る帳簿価額又は取	又得価額)
12-2-3 合併法人等 <u>(</u> 合	分併法人、分割承継法人、	被現物出資法人又は被現物	12-2-3 合併法人等…	特定適格合例	<u> </u>
<u>分配法人をいう。)</u>	特定適格組織再	編成等により <u>支配関係法人</u>	(同項に規定する <u>特定資</u>	資本関係法人をいう。 <u>以下</u>	12-2-5において同じ。)
(同項に規定する <u>支配関係</u>	<u> </u>	令第 123 条の8第3		3条の8第2項第4号	
項第4号					
(最後に支配関係があること	<u>:となった日)</u>		(新 設)		
12-2-5 令第 123 条の	8第1項第2号(特定資産	に係る譲渡等損失額の損金			
	関係があることとなつた日	<u>」については、11-1-5</u>			
の取扱いを準用する。					
/がよれ次立の取得しまね?	ᄼᆇᆉᄊᆂᆈᆦᇷᄀᄱᇫᇬ		(かたた次立の取得した)		·····································
(新たな資産の取得とされる				れる資本的支出がある場合の	
12-2-6 令第123条の8	3 <u>第 3 頃第 4 号</u> ·············		12-2-4 の 2 今第 123	3条の8第2項第4号	
(事業を移転しない適格分割	11等)		(新 設)		
12-2-7 分割法人又は明		人又は被現物出資法人に対	(7071 847)		
		係現物出資は、令第 123 条			
		特例》の「事業を移転しな			
い適格分割若しくは適格		ロリアリル・ナルとの行びの			
	WHAI LMAI , OO				

二十八 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

改	正	後		改	正	前
(他の連結グループに加入	した後に離脱した連結法人	の時価評価損益等)	(他の	連結グループに加ん	入した後に離脱した連結法。	人の時価評価損益等)
13-2-3			13 — 2	_ 3 ·············		
(注)			(注)			
費用の智	額、法第 61 条の 13 第 1 エ	頁((完全支配関係がある)	<u>:人</u>	費用(の額	
の間の取引の損益》の記	譲渡利益額若しくは譲渡損	<u> 失額</u>				
1			1			
2			2			
3			3			
4			4			
5			5			

二十九 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理

改	正	後		改	正	前
第3節 連結納税への加入	等に伴う <u>譲渡損益調整額等</u>	に係る収益及び費用の処理	第3節	連結納税への加入	等に伴う <u>長期割賦販売等</u>	に係る収益及び費用の処理
 (譲渡損益調整額が1,000 7	万円に満たないかどうかの	判定単位)	(新	設)		
<u>13-3-1</u> 今第14条の8						
		調整額の対象となる譲渡し				
た資産のそれぞれの譲渡	<u> 損益調整額ごとに判定する</u>	ことに留意する。				

改	正	後		改	正	前		
(繰延長期割賦損益額が 1, 0	000 万円に満たないかどう	かの判定単位)	(繰延長期割賦損益額が1,	000 万円に満たないかど	うかの判定単位)			
<u>13-3-1 00 2</u> ··············	·········	<u> </u>		<u>13 - 3 - 1</u> ······	… 今第 14 条の 8 第 2 号イ	<u>′</u>		
(特別勘定の金額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)13-3-2				(特別勘定の金額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)13-3-2 ··································				
(他の連結グループへの加え		額の判定)		(他の連結グループへの加. 13-3-3-3		益額の判定)		
<u>13 – 3 – 3</u>	1 Ø 2 ·····			<u>13-3-</u>	<u>1</u>			

三十 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の通則

改	正	後	改	正	前
第14章 <u>完全</u>	支配関係がある法人の間	引の取引の損益	第 14 章	連結法人間取引の損	<u>益調整</u>
譲渡損益調整額の計算にお	ける「対価の額」の意義	轰)	(譲渡損益調整額の計算におり	ける「対価の額」の意義	義)
I — 1 — 1 ······	法第 61 条の 13 第1項	((完全支配関係がある法人の	14 - 1 - 1 ······ <u>}</u>	去第 81 条の 10 第1項	《連結法人間取引の損益の
間の取引の損益》	··········	第2項(譲渡損益調整資産の	<u>整》</u> ····· <u>同項</u> ····		
対価の額等の特例》の規定	の適用がある場合を除る	き、法第 61 条の 13 第 1 項…			
油同項…			盥 ·····同項 <u>又</u> [は法第 61 条の 13 第1	項 (分割等前事業年度等に
			ける連結法人間取引の損益	<u> </u>	

改	正	後	改	正	前
(譲渡損益調整額の計算にお	Sける「原価の額」の意	義)	(譲渡損益調整額の計算にお	おける「原価の額」の意義	義)
14-1-2 <u>法第 61 条の</u>	13 第1項(完全支配関係	系がある法人の間の取引の損	14-1-2 法第81条の1	0 第1項(連結法人間取	引の損益の調整》
<u>益》</u>					
		(廃 止)	_(圧縮記帳をした譲渡損益記	整資産に係る譲渡損益	調整額の計算)_
			14-1-4 今第155条の2	22 第 3 項 (譲渡損益調整	額の戻入れ計算》の規定の適
			用上、同項第5号ハに掲げ	げる規定の適用を受けた	譲渡損益調整資産には、9-
			3-3《工事負担金を受け	けた連結事業年度において	て固定資産が取得できない場
			合の仮受経理等》の後段の	の取扱いにより圧縮記帳を	をした譲渡損益調整資産が含
			<u>まれる。</u>		

三十一 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改	正	後	改	正	前
(完全支配関係がある法人の	の間の取引の損益の調整を	·行わない取引)	(連結法人間取引の損益の	調整を行わない取引)	
14-2-1 連結法人が <u>法</u> 第	第 61 条の 13 第1項 ((完全	支配関係がある法人の間の	14-2-1 連結法人が法	第 81 条の 10 第1項(週	基結法人間取引の損益の調整》
取引の損益))	····· <u>完全支配関係法人(</u> 当	該連結法人との間に完全を	他の連絡	<u> </u>	該他の連結法人
配関係がある普通法人又は	は協同組合等をいう。以下	₹ 14-3-10 までにおいて			
同じ。)当	i該完全支配関係法人				
(譲渡損益調整資産の譲渡)	こ伴い特別勘定を設定した	:場合の譲渡損益調整額の記	(譲渡損益調整資産の譲渡	に伴い特別勘定を設定し	た場合の譲渡損益調整額の計
算)			算)		
14-2-2			14-2-2		
<u></u>	€の 13 第 1 項 (完全支配関	係がある法人の間の取引の		条の 10 第1項(連結法人	間取引の損益の調整》又は第

三十二 譲渡損益調整額の戻入れ

改	正	後	改	正	前
(譲渡損益調整額の戻入れ事	由)		(譲渡損益調整額の戻入れ事	基由)	
14-3-1 今第122条の14	第4項第1号イ(完全	支配関係がある法人の間の取	14-3-1 今第 155 条の 2	2第2項第1号(連結法	と人間取引の損益の調整》に規
引の損益》に規定する「そ	の他これらに類する事	<u> 由」 次に掲げ</u>	定する「その他これらに類	頁する事由が生じた場合	<u> </u>
<u>る事由</u> が該当する。			事由が生じた場合が該当す	一 る。	
(1) 金銭債権	<u>完全支配関係法人</u>	<u>.</u> 回収された <u>こ</u>	(1) 金銭債権	······ <u>連結法人</u> ·······	·······回収された <u>場合</u> ·······
<u>と</u> 適用を	受けた <u>こと</u>		適用を受けた <u>場</u>	<u>景合</u>	
(2) 償還有価証券	······僧還された <u>こ</u>	<u></u>	(2) 償還有価証券	······僧還された <u>場</u>	<u>i</u> 合
(3) 固定資産	·····滅失した <u>こと</u>		(3) 固定資産	滅失した <u>場合</u>	
(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(注)		
譲渡した	ものとみなされた <u>事</u> 由	が含まれる。	譲渡した	こものとみなされた <u>場合</u>	が含まれる。
(契約の解除等があった場合	の譲渡損益調整額)		(契約の解除等があった場合	の譲渡損益調整額)	
14-3-2			14-3-2		
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
☆	22 条の 14 第 4 項 (譲渡	<u>賃損益調整額の戻入れ計算》</u> …	選 ················· <u>令第 1</u>	55条の22第3項、第5	5項若しくは第8項(譲渡損益
			調整額の戻入れ計算》又	【は第 122 条の 14 第 4 エ	頃、第6項若しくは第9項(譲
			渡損益調整額の戻入れ計	<u> 算》</u>	
(債権の取得差額に係る調整	差損益を計上した場合	の譲渡損益調整額の戻入れ計	(債権の取得差額に係る調整	整差損益を計上した場合	の譲渡損益調整額の戻入れ計
算)			算)		
14-3-3			14-3-3		
<u></u>	D 13 第 2 項·····			の 10 第 2 項	

改	正	後	改	正	前
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
(金銭債権の一部が貸倒れと	なった場合の譲渡損益詞	調整額の戻入れ計算)	(金銭債権の一部が貸倒れと	なった場合の譲渡損益	 語整額の戻入れ計算)
14-3-4 連結法人が <u>完全</u>	支配関係法人	当該完全支配関係法人	14-3-4 連結法人が <u>他の</u>)連結法人	当該他の連結法人
······ <u>法第 61 条</u> <i>0</i>) 13 第 2 項	当該完全支配関係法人…	法第81条の10第2	2項当該	<u>核他の連結法人</u>
(注)			(注)		
(土地の一部譲渡に係る譲渡	損益調整額の戻入れ計算	算)	(土地の一部譲渡に係る譲渡		
14-3-5 連結法人が <u>完全</u>	支配関係法人	当該完全支配関係法人	14-3-5 連結法人が <u>他の</u>)連結法人	当該他の連結法人
······ <u>法第 61 条</u> <i>0</i>) 13 第 2 項	当該完全支配関係法人…	法第81条の10第2	2 項当該	<u>核他の連結法人</u>
当該完全支配	<u> 関係法人</u>		当該他の連結法人		
(同一銘柄の有価証券を2回	以上譲渡した後の譲渡り	こ伴う譲渡損益調整額の戻入	(同一銘柄の有価証券を2回	以上譲渡した後の譲渡	まに伴う譲渡損益調整額の戻入 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん
れ計算)			れ計算)		
14 - 3 - 6			14-3-6		
完全支配関	<u> </u>	当該完全支配関係法人	他の連結法	<u> </u>	<u>核他の連結法人</u>
当該完全支配関係	<u>法人</u> ······ <u></u> 令£	第122条の14第4項第6号…	当該他の連結法人		2第3項第6号·····
			(有価証券の評価損を計上し	<u>、た場合の譲渡損益調整</u>	<u> 終額の戻入れ計算)</u>
14-3-7 <u>削 除</u>			14-3-7 今第 155 条の 2	2 第 3 項 (譲渡損益調整	を額の戻入れ計算》の規定の適
			用に当たり、同項第4号に	に規定する譲渡損益調整	を資産が有価証券である場合に
			は、当該有価証券に係る譲	譲渡損益調整額のうち同	司項の規定により益金の額又は

改	正	後	改	正	前
			損金の額に算入する金額は、	次の算式により計算	した金額とする。
			(算式) 当該有価証券に係る 期首譲渡損益調整額	を同じくする <u>算入額</u> - 当該有価証券	及び当該有価証券と銘柄 有価証券の評価損の損金 及び当該有価証券と銘柄 有価証券のその評価損を)帳簿価額
(譲渡損益調整額の戻入	れ計算における簡便法の選択	R適用)	(譲渡損益調整額の戻入れ計算	『における簡便法の選	建択適用)
14-3-8 今第122条€	7014第6項	三全支配関係法人	14-3-8 令第155条の22第	<u>55項</u> ······	· <u>他の連結法人</u>
当該完全支配関係沒	<u>法人</u> 適用する	らことができる。	当該他の連結法人	適用 <u>を</u> すること	:ができる。
<u>完全</u>	支配関係法人		他の連結法	<u> </u>	
(簡便法を適用した完全)	支配関係法人を被合併法人と	<u>: する適格合併をした場合</u> の	(簡便法を適用した他の連結法	人を被合併法人等と	: する適格合併等をした場合の
譲渡損益調整額の戻入れ	計算)		譲渡損益調整額の戻入れ計算)		
14-3-9 法第 61 条页	ひ 13 第 5 項 (譲渡損益調整額	質の戻入れ》の規定により連	14-3-9 法第81条の10	第3項《譲渡損益調整	<u> </u>
結法人が同条第1項の	規定の適用を受けた法人と	みなされた場合における譲	結法人が譲渡したものとみた	こされた 譲渡損益調整	資産のうち、 同項の被合併法
渡損益調整資産のうち、	、同条第5項の当該内国法丿	、が令第 122 条の 14 第6項	人又は分割法人が令第 122 条	の14第6項(譲渡指	益調整額の戻入れ計算の簡便
(譲渡損益調整額の戻)	入れ計算の簡便法》の規定の	適用を受けたものについて	法》又は第155条の22第5	項(譲渡損益調整額の	アスれ計算の簡便法》の規定
は、合併法人である当計	該連結法人において同項の規	見定の適用があることに留意	の適用を受けたものについて	ては、合併法人又は分	割承継法人である当該連結法
する。			人において同項又は第8項の	対規定の適用があるこ	とに留意する。
	用年数を短縮した場合の簡優 令第 122 条の 14 第 6 項 (譲渡		(譲渡損益調整資産の耐用年数 14-3-10 連結法人が令第1		

簡便法》の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り

簡便法》の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り

改 正 後 改 正 前 受けた<u>完全支配関係法人</u>が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する 受けた<u>他の連結法人</u>が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する連結 連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業 事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業 年度以下 14-3-10 において「連結事業年度等」という。)後の連結事業年度 以下 14-3-10 において「連結事業年度等」という。)後の連結事業年度等に

等において、令 57 条 ((耐用年数の短縮)) の規定により当該減価償却資産の耐用 年数を短縮することの承認を受けたときには、当該承認を受けた日の属する当

該連結法人の連結事業年度及びその後の連結事業年度等における<u>令第 122 条の</u> 14 第 6 項第 1 号ロの耐用年数は、当該承認に基づく耐用年数として差し支えな

い。

受けた他の連結法人が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度以下 14-3-10 において「連結事業年度等」という。)後の連結事業年度等において、令 57条(耐用年数の短縮)の規定により当該減価償却資産の耐用年数を短縮することの承認を受けたときには、当該承認を受けた日の属する当該連結法人の連結事業年度及びその後の連結事業年度等における令第 155条の 22第5項第1号ロ(令第122条の14第6項第1号ロ(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)の規定を含む。)の耐用年数は、当該承認に基づく耐用年数となることに留意する。

三十三 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算

改	正	後	改	正	前
(法人課税信託の収益の分配	における受取配当等の益	全 金不算入の適用)	(法人課税信託の収益の分配	における受取配当等の	益金不算入の適用)
15 Ø 2-2-1 ······			15 Ø 2-2-1 ······		
(注)			(ii) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	<u>項</u> ······			<u>[</u>	

三十四 外貨建取引に係る会計処理等

改	正	後		改	正	前
(製造業者等が負担する為替	損失相当額等)			(製造業者等が負担する為替	損失相当額等)	
17-1-11			1	17-1-11		
(1)				(1)		
······ <u></u> 令第 122 g	条の3第1項			······	<u>条の3</u> ······	
(2)				(2)		

三十五 外貨建資産等の換算等

改	正	後	改	正	前			
(為替相場の著しい変動があ	5った場合の外貨建資産等	●の換算)	(為替相場の著しい変動があった場合の外貨建資産等の換算)					
17-2-10	· <u>令第 122 条の 3 第 1 項</u> …	······ <u>同項</u> ·······	17-2-10	<u>令第 122 条の 3</u>	······ <u>同条</u> ·····			
······· <u>同項</u> ·····			<u>同条</u> ······					
(算式)			(算式)					
	の _ ける当該外貨	事業年度終了の		の _ ける当該外 し 額(同日に				
選 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(∄ 1 ···································					
2			2					
3			3					
			······ <u>同条</u> ···					

改	正	後	改	正	前
		分割等により分割承継法人、 外貨建資産等について準用			
する。この場合、算式 適格分割等のあった日		了の日」とあるのは、「当該			
(適正な円換算をしていない	い 場合の処理)		(適正な円換算をしていない	場合の処理)	
17-2-11			17-2-11		
	<u>:第1項</u> ······		<u>法第 129 条</u>	第 <u>2項</u> ······	

三十六 外国税額の控除

改	正	後	改	正	前			
(引当金の取崩額等の配賦)			(引当金の取崩額等の配賦))				
19-3-16			19-3-16					
(注) 1 ···································	併、適格分割、適格	現物出資又は適格現物分配に	選1 ······ <u>適</u> 核	<u> 各組織再編成</u> により被合何	併法人等			
より被合併法人等 (被合	併法人、分割法人、	現物出資法人又は現物分配法						
人をいう。以下 19-3-	16において同じ。)	······································						
2			2					
(欠損金の繰戻しによる還付が	あった場合の処理)		(欠損金の繰戻しによる還付	付があった場合の処理)				
19-3-20			19-3-20					
<u>適格合併等(</u>	適格合併、適格分割	又は適格現物出資をいう。以	適格組織	<u>再編成</u> <u>当</u>	該適格組織再編成			
下この章において同じ。)	············ <u>当該適</u> 格	各合併等(被合併法人、分割法						
人又は現物出資法人をいう。	以下この章において	同じ。)						

改	正	後	改	正	前
(予定納付等をした場合の高	[(予定納付等をした場合の)	高率負担部分の判定)	
19-3-23			19-3-23		
適格合併等	<u> </u>	合併等	適格組織	再編成 <u>······<u></u>当該</u>	返適格組織再編成
(注)			(注)		
(高率負担部分の判定をする	場合の総収入金額の計算	における譲渡損益調整額の	(高率負担部分の判定をす	る場合の総収入金額の計算	『における譲渡損益調整額の
取扱い)			取扱い)		
19-3-25			19-3-25		
······ <u>法第 61 条</u>	の 13 第 1 項 (完全支配関	係がある法人の間の取引の	······ <u>法第</u> 81 纟	蚤の 10 第1項 (連結法人間	『取引の損益の調整 <u>》</u>
<u>損益》</u>					
(注)			(1)		
(外国法人税額に増額等があ	うった場合)		(外国法人税額に増額等が	あった場合)	
19-3-26			19-3-26		
適格合併等	<u></u>	合併等	適格組織	再編成······· <u></u> 当該	该適格組織再編成
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(注)			(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

改	正	後	改	正	前		
(連結法人に帰せられるもの	として計算される金額を	:課税標準として当該連結法	(連結法人に帰せられるも	のとして計算される金額を	を課税標準として当該連結法		
人に対して課せられる外国法	:人税の額)		人に対して課せられる外国法人税の額)				
19-3-36 令第155条の27	第5項第2号 <u>及び</u> 第6項	頁第1号 <u>から第4号まで</u>	19-3-36 令第155条の2	27第5項第2号 <u>並びに</u> 第6	6項第1号 <u>及び第2号</u>		

三十七 中小企業者等である連結法人の軽減税率

改	正	後		改	正	前
第5節 中小	企業者等である連結法	5人の軽減税率	(新 設)			
(大法人による完全支配関係	.)_		(新 設)			
19-5-1 法第81条の12	第6項《中小企業者等	等である連結法人に対する軽減				
税率の不適用》の規定の適	用に当たり、法第66多	条第6項第2号イ《中小企業者				
等に対する軽減税率の不適	i用》に規定する「資本	金の額又は出資金の額が5億				
円以上である法人」(以下	19-5-1において「	大法人」という。) による完全				
支配関係とは、大法人が連	結親法人の発行済株式	(等の全部を直接又は間接に保				
有する関係をいうのである	から、例えば、連結親	見法人の発行済株式等の全部を				
直接に保有する法人(以下	19-5-1において	「親法人」という。) が大法人				
以外の法人であり、かつ、	当該連結親法人の発行	<u> 「済株式等の全部を当該親法人</u>				
を通じて間接に保有する法	人が大法人である場合	うのように、当該連結親法人の				
発行済株式等の全部を直接	接又は間接に保有する	者のいずれかに大法人が含ま				
れている場合には、当該連	[結親法人と当該大法 <i>]</i>	、との間に大法人による完全支				
配関係があることに留意す	<u>-る。</u>					

改	正	後		改	正	前
(資本金等の額の円換算)			(新 設)			
19-5-2 連結親法人が法	第66条第6項第2号《中	小企業者等に対する軽減税				
率の不適用》に掲げる普通	法人に該当するかどうか	を判定する場合において、				
当該連結親法人との間に完	三全支配関係がある外国法	人が同号イに規定する「資				
本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人」に該当するかどうかは、当						
該連結親法人の当該連結事業年度終了の時における当該外国法人の資本金の						
額又は出資金の額について	1、当該連結事業年度終了	の日の電信売買相場の仲値				
により換算した円換算額に	こより判定する。					

三十八 申告及び納付

改	正	後	改	正	前			
(組織再編成に係る連結確	定申告書の添付書類)		(組織再編成に係る連結確定	(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)				
20-1-5			20 - 1 - 5	20-1-5				

改 	正 	後 	改 	正 	前
社総再編成に係る主要な事項の明細	連 結 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	注 人 名	19 衣 組織再編成に係る主要・	連 結 事項の明細書 事 業 年 度	· · 法人名
組織再編成の態様 1 合 併・分 現 物 出 資・	の日 適格区分	適 格 (法第2条 号 該当) 2 その他	組織再編成の態様 1	合 併・分 割() 組織再編成 の日 現物出資・事後設立(・・・) 適格	区分 2 適 格 (法第2条 号 該当 その他
組織種	手編成に係る関	連 法 人		組織再編成に係る	関 連 法 人
名称及び所在地 3			名称及び所在地 3		
株式保有関係 4 <u>令第4条の3</u> 第	項 第 号 該当 直接保有の株式 間接保有の株式		株式保有関係 4	令第4条の2第 項第 号 該当 直接保有 間接保有・	(組織再編成前) (組織再編成後) の株式の保有割合 % の株式の保有割合 %
主要な事業の種類 5 (事業関連性	有・無) (事業関連性 有・無) (事業	美関連性 有・無) (事業関連性 有・無)	主要な事業の種類 5	(事業関連性 有・無) (事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無) (事業関連性 有・無
従業者の数6分割直前の分割	合併直前の従業者の数 割事業に係る従業者の数 物出資事業に係る従業者の数	合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人の業務に 従事する従業者の数	従業者の数6	要合併法人の合併直前の従業者の数分割直前の分割事業に係る従業者の数現物出資事業に係る従業者の数	人 合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人の業務に 従事する従業者の数
事業規模7 指売上金額・標 従業者の数	資本金の額又は出資金の額	指標による規模の比較	事業規模7	指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 標 従業者の数・その他 ()	左の指標による規模の比較
	合併法人・分割承継法人・被現			合併法人・分割承継法人・	被現物出資法人の特定役員
役員の状況8	名 氏	名 合併・分割・現物出資前の役職名	役員の状況8	役 職 名 氏	名 合併・分割・現物出資前の役
氏	名 株数	氏 名 株 数		氏 名 株 数	氏 名 株 数
株式の継続保有が 見込まれる株主等		(合 計) ① 株	株式の継続保有が 見込まれる株主等		(合 計) ①
	被合(并法人等の発行済株式等の数 ② 株 ①÷②			被合併法人等の発行済株式等の数 ①÷②
資産・自 移転した (又は 移転を受けた)資産 及び負債の明細	機の種類・帳簿価額等	資産・負債の種類 帳簿価額等	移転した (又は 移転を受けた)資産 10 及び負債の明細	資産・負債の種類 帳簿価額等	資産・負債の種類 帳簿価額等

改	正	後	改	正	前		
組織再編成に	「係る主要な事項の明細	書の記載の仕方	組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方				
1	<u>}配現物</u>	分配法人 <u>····································</u>	1事後	<u> </u>	<u>後設立法人</u> <u>被事</u>		
<u>物分配法人</u>			<u>後設立法人</u>				
	<u>}配······</u>		事後	<u>设立</u> ······			
2			2				
····································	<u>きす。</u>			、事後設立の場合には、	被事後設立法人の設立年月日		
			を記載します。				
3			3				
₹			イ				
□			р				
ハ 現物出資又は <u>現物分</u>	<u> </u>		ハ 現物出資又は <u>事後</u>	<u> </u>			
4			4				
第 12 号(の 15 (<u>適格現物分配</u>)) …			トの 15 ((<u>適格事後設立</u>))・			
5			5				
······ <u>現</u> 物分配	2 <u>法人</u> 又は <u>被現物分配法</u>	<u>: </u>		立法人又は <u>被事後設立法</u>	<u> </u>		
6			6				
<u>第4条の</u>	<u>) 3</u>			<u>D 2</u> ······			
また、組織再編成の前	前後における次に掲げる	株式(出資を含みます。以下	また、組織再編成の前	ī後における同条第 22 瑁	頁に規定する直接保有の株式の		
同じ。) の保有割合を記	載します。		保有割合及び間接保有の	の株式の保有割合を記載	艾します。		
イ 直接保有の株式の保	R有割合 一方の法人が	保有する他方の法人の株式の					

改	正	後		改	正	前
数(出資にあっては金	会額。以下同じ。)が当該他	上方の法人の発行済株式の約	<u>:</u>			
数(出資にあっては約	総額。以下同じ。) のうちに	こ占める割合				
ロ 間接保有の株式の係	保有割合 <u>一方の法人</u> が令	第4条の2第1項及び第2	_			
項の規定により他方の	の法人の株式を保有するも	のとみなされた法人である	_			
場合のその保有する。	ものとみなされた株式の数	が、当該他方の法人の発行	<u>.</u>			
済株式の総数のうちに	こ占める割合					
7			7			
8	<u>その3</u> ······		8	······ <u>第4</u> 多	<u>その2</u>	
9			9			
	<u>) 3</u>			······ <u>第4条</u> 0	<u>) 2</u>	
10			10			
	<u>り3</u> ······ <u>継続し</u>	<u>て</u> 保有することが見込まれ			<u>) 2</u> ······保有	することが見込まれる株主等
る株主等 <u>(当該合併に係</u>	系る合併法人及び他の被合	併法人並びに当該分割型分	· .			
割に係る分割承継法人及	及び他の分割法人を含みま	<u>す。)</u>				
11			11			
(道)			(注)			

三十九 還付

改	正	後	改	正	前		
(更生手続の開始の意義)			(更生手続の開始の意義)				
20-2-3			20-2-3				
更生手続ℓ	♡開始		会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の				
			規定による更生手続の開始	台			

四十 経過的取扱い

改	正	後	改	E	前
(経過的取扱い…改正通道	達の適用時期)		(新 設)		
この法令解釈通達によ	よる改正後の法令解釈通達の	適用に関し、次に掲げる事			
項については、それぞれ	1次による <u>。</u>				
(1) この法令解釈通達は	こよる改正前の 1 - 2 - 3 の	取扱い((1)の株式の購入の			
部分に限る。)は、平	成22年10月1日前に締結され	れた株式の購入に係る契約			
については、なお従前	前の例による。				
(2) この法令解釈通達に	こよる改正前の1-6-13、	1-6-14, $12-1-2$,			
14-1-4及び14-3	3-7の取扱いは、平成22年	₹10月1日前に行われた分			
割、事後設立又は譲渡	度損益調整額の計算について	は、なお従前の例による。			
(3) この法令解釈通達は	こよる改正後の11-2-2の	取扱いは、平成22年10月 1			
日以後に解散が行われ	れる場合について適用し、同	日前に解散が行われた場合			
については、なお従前	前の例による。				
(4) この法令解釈通達は	こよる改正後の1-4-3、	1-6-1, $1-6-11$,			
1-8-1, 1-8-	3, 2-1-42, 2-2-	2, 2-3-47, 6-4-			
<u>16</u> , 7 – 1 – 13, 7 –	1-14, 8-1-10, 8-	1-11, 8-1-16, 8-			
6-8, 9-1-2,	9-1-4, $10-2-16$,	12-1-1, $12-2-2$,			
<u>12-2-3, 13-2-</u>	3,14-1-1,14-1-	2、14-2-1から14-3			
<u>-2まで、14-3-4</u>	から14-3-6まで、14-3	-8から14-3-10まで、			
<u>17-2-10</u> , 19-3-	-16, 19 - 3 - 20, 19 - 3 -	23, 19-3-25, 19-3-			
<u> 26及び20-1-5の耳</u>		<u>以後に行われる合併、分割、</u>			
現物分配 (残余財産の	分配にあっては、同日以後の	<u> の解散によるものに限る。)</u>			
又は譲渡損益調整資産	産の譲渡について適用し、同	日前に行われた合併、分割、			
事後設立又は譲渡損益	盆調整資産の譲渡については	、なお従前の例による。			
(5) この法令解釈通達は	こよる改正後の3-1-13、	3 - 3 - 4, $4 - 2 - 4 $ 7			

改	正	後	改	正	前
<u>ら4-2-6まで、8-</u>	-4-6, $8-4-6$ Ø 2	<u>, 11 – 1 – 5 , 11 – 1 – 6 , </u>			
11-2-7から11-2-	- 9まで、12-2-5、12	-2-7及び13-3-1の			
取扱いは、平成22年10月	月1日から適用する。				